

紹介

国立公文書館内閣文庫刊

内閣文庫
影印叢刊
朽木家古文書 上・下

国立公文書館内閣文庫では、すでに『譜牒余録上・中・下』三冊をはじめ、近年では正保国絵図など旧幕府に伝来した貴重な近世史料の影印刊行をなされ、とくに破格の割安販価によって経済的に恵まれない若手研究者を中心に学界に歓迎されている。

今般完結した朽木家古文書は明治二十一年（一八八八）に内閣記録局が朽木之綱氏から購入して内閣文庫に伝来した一七一巻一〇八一点にのぼる中世文書で、文書の年代は承久三年（一二二一）八月の北条義時、下文から、慶長十六年（一六一一）の新庄直定書状におよび、なお近世文書数点を含む。近江高嶋郡の土豪朽木氏に関する文書は、この内閣文庫以外にも現滋賀県高島郡朽木村市場在の朽木義綱氏が中世文書約一八〇点を所蔵されており、中世後期の在地領主の文書としては山城西岡の土豪草島氏の古文書（現京都府立総合資料館所蔵、全

点が同館発行の紀要に翻刻されている）よりも点数が多く、室町期の土豪研究に不可欠の史料とされている。従来は国立公文書館へ出向いて原本の写真を披閲するか、宮内庁書陵部や京都大学文学部国史研究室の謄写本を閲覧するしか資料入手の便宜がなかったのが、今回の刊行で地方の研究者にも居ながらにして全点の文書写真が手にとるように見られることになったのであるから、計り知れない恩恵といえる。

朽木氏は近江源氏佐々木信綱が承久の乱の軍功により近江朽木庄を宛行なわれ、信綱の次男高信へ伝領され、高信の孫義綱に至って朽木氏を称することにより成立した近江守護佐々木の庶流家である。朽木谷は湖岸を通らずに京都と越前・若狭を結ぶ敦賀街道上の要衝に位置するため、御家人としての朽木氏はしばしば幕府から軍勢催促に動員され、室町幕府は一時当地を料所（直轄領）に指定している（長禄四年十二月十四日足利義政御判御教書）。幕府親衛隊の番編成を書上げた『文安年中御番帳』（群書類従雑部）には「外様衆」として「佐々木朽木弥五郎」がみえ、『永禄六年諸役人付』（同）には御部屋衆に「朽木弥

十郎」、「朽木刑部少輔藤綱」が、詰衆番衆の一番に「朽木左兵衛尉成総（綱カ）」が載せられているのから推定されるように、応仁の乱前後からとみに幕府との結びつきを強めていた。とくに大永八年（一五二八）には、將軍義晴が朽木谷の朽木氏の館に逃亡したときの供奉の功によって、朽木植広は幕府から「御供衆」（親衛隊である奉公衆の各番毎の隊長に相当）に召加えられている（享禄元年十月十一日御供衆証文）。

一方在地領主としての朽木氏の存在形態については田代衛氏が分析の先鞭をつづられ（戦国期における領主制——近江国高島郡朽木氏を中心に——『歴史二六輯』、殿原衆を通じての間接的支配と、応仁の乱前後の加地子得分集積による在地支配の側面を明らかにされ、近年仲村研氏は「朽木氏領主制の展開」を出されて（同志社大学人文科学研究所編社会科学17五巻二・三号）さらに詳細に領主制の変遷をあとづけられた。次に収載古文書の内容を簡単に紹介しよう。第一軸は繪旨・口宣案、第二軸から第三八軸までは殆んど武家文書で、総数約五〇〇点、関東下知状、六波羅施行状から始って、足利氏歴代の御教書、御内書、管領

奉書、幕府奉行人奉書、近江守護京極・六角氏関係文書に至るまで、中世に於ける武家文書のあらゆる様式をほぼ網羅している。古文書学のテキストとしても充分使用に堪える豊富な内容である。中でも第六・八軸を中心に室町幕府奉行人奉書および第二三軸を中心に六角高頼の書状類はとくに多く、守護による高島郡の管轄関係や六角征伐のさいの高頼の動向を物語る珍しい史料を含む。六角氏の奉行人では後藤高恒、同高忠の書状が多い。とくに大永元年（一五二一）幕府が近江に將軍義晴の元服要脚段銭を賦課したときの幕府奉行人奉書、朽木植広宛守護六角定頼書状は、近江一國を定頼方が賦課すること、高島郡にも定頼の守護権が及んでいることを明記しており、守護六角氏の近江支配の進展を占う一つの指標になる史料として注目される。六角氏の発給文書は、『永源寺文書』『黒川文書』を中心として若干は残っているが他の戦国大名文書群に比して決して豊富とはいえないので、朽木古文書に占める六角関係史料は貴重である。第三九冊以降は冊子類で、文禄・慶長の蔵人帳・検地帳を含むが、こ

で多いのは丹後倉橋庄と朽木庄関係の年貢請取状、算用状、出挙米借券、売券類である。この中で、第四五冊は前後の庄園文書と異って武家書状類が多いが、注目されるのは建武元年（一三三三）の賀茂社行幸供奉足利尊氏隨兵交名以下義満・義教の隨兵交名九点が含まれていることで、群書類従釈家部『相国寺供養記』に引かれている明徳三年八月の「相国寺供奉足利義満隨兵交名」を除いて従来殆んど一般に知られていなかった新史料である。従来の奉公衆研究では「群書類従雑部」に収載されている永享・文安・長享・永祿の各番帳を使って分析したものが大半で、南北朝期の將軍の隨兵交名は極めて珍らしく、近年とみに注目されている奉公衆研究に裨益する所が大であると思われる。

以上、筆者の狭い限られた関心に従って偏頗な紹介に終始したが、この史料が今後とも各方面に利用価値の高い豊かな内容をもつことを信じ、良心的な出版である事に満腔の敬意を表して広く一般に推薦したい。筆者は充分に検討した訳ではないが、気付いた点を一つだけ蛇足までに指摘すれば、一六号一文書を端書の「ほそ川殿御ふんしつ状」なる記入に従って「細川立寿書状」なる文書名を付けられたのは如何であろうか。文書内容は朽木氏から幕府へ出された訴訟の賦（くばり）の紛失につき目安を幕府へ挙達したもので、それから推せば本文書の差出者は守護の地位に在るべき者になる筈だが、果して花押は『永源寺文書』応永廿一年九月八日付遵行状等を見るまでもなく六角満高（法名崇寿、『来迎寺文書』応永十八年四月二日崇寿遵行状案）のものに一致する。従って文書名は六角満高書状が正しいと考えられる。なお続群書類従完成会刊史料集『古文書編』『朽木文書一』でもやはり「細川立寿紛失状」とされている。細部の指摘で甚だ恐縮で、むろん本書の価値には関係ないことである。

この企画に全面的に賛意を惜しまぬ一学徒として、今後『蟻川家古文書』『沢氏古文書』など内閣文庫所蔵の中世史料の影印刊行を引続き熱望したい。

申込先 東京都千代田区北の九公園三番
二号
国立公文書館内閣文庫（申込者の印鑑必要）
（B5判 上巻四四八頁、下巻五二三頁、
一九七八年三月 国立公文書館内閣文庫刊）
（今谷 明 京都大学文学部助手）